

県有財産売却応募要領

【令和 7 年度第 1 回一般競争入札】

申込受付期間：令和 7 年 6 月 26 日（木）から
令和 7 年 7 月 8 日（火）まで

入 札 日：令和 7 年 7 月 22 日（火）

売 却 物 件

名称	製作年度	数量	予定価格
飛石さん橋	昭和 40 年度	1 式 (30m×10m×2.65m)	46,110 円

広島県土木建築局港湾振興課

目 次

申込みから所有権移転までの流れ	1
県有財産売却応募要領（一般競争入札）	2
1 入札申込受付	2
2 入札申込みの方法等	2
3 入札の日時等	3
4 入札参加資格	3
5 入札保証金	4
6 入札に当たっての注意事項	5
7 落札者の決定	6
8 入札結果	6
9 売買契約の締結等	6
10 売買代金の支払方法	6
11 所有権の移転等	7
12 その他の注意事項	7
物件説明書	8
浮桟橋売買契約書（見本）	10
添付書類	
様式第1号 入札申込書	12
様式第2号 委任状	13
様式第3号 共有持分による入札に関する申立書	14

申込みから所有権移転までの流れ

※2 ページ以降の県有財産売却応募要領（一般競争入札）を併せてお読みください。

① 申 込 み

受付期間 令和7年6月26日(木)から同年7月8日(火)まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。）
受付場所 広島県土木建築局港湾振興課（広島県庁北館2階）

② 入 札

場 所 広島県庁本館地下1階土木会議室（広島市中区基町10番52号）
日 時 令和7年7月22日（火）午前10時
※入札受付は、各入札物件の入札開始時刻の15分前から行います。
※入札当日に入札保証金（金融機関の自己宛小切手）を納付していただきます。
入札保証金は、入札予定額の100分5以上の額が必要です。

③ 契 約 説 明

入札終了後、入札会場において、引き続き落札者に契約内容や手続きを説明します。

④ 契 約 の 締 結

県から落札者へ、別に契約締結依頼書と契約書原本を送付します。契約の締結期限は、落札決定の通知をした日から5開庁日以内となりますので、速やかに締結をしてください。

⑤ 売 買 代 金 の 支 払

契約の締結を県で確認したら、県から別に売買代金が記載された納入通知書を落札者へ送付しますので、納入通知書に記載された指定の金融機関において代金を納付してください。

⑥ 所 有 権 の 移 転

売買代金が完納された日付けをもって所有権を移転します。（売却物件は現状有姿での引渡しとなります。）

県有財産売却応募要領（一般競争入札）

一般競争入札による県有財産の売払いでは、購入希望者全員による競争入札を行い、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定します。購入を希望される方は、本紙要領を良くご理解の上、申込みをしてください。

1 入札申込受付

入札への参加を希望される方は、入札への参加申込書を提出してください。

(1) 申込みの受付期間

令和7年6月26日（木）～同年7月8日（火）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。）

(2) 提出の方法

次の2通りで提出ができます。（※電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。）

ア 直接提出する場合

広島県土木建築局港湾振興課（広島県庁北館2階）の港営グループまでお越しください。

イ 郵送提出する場合

簡易書留の方法により、令和7年7月8日（火）必着にて、次の宛先までお送りください。

〔送付先〕〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局港湾振興課（港営グループ）

2 入札申込みの方法等

(1) 申込方法

次の書類を提出してください。

ア 入札申込書（様式第1号※本要領の末尾に様式例として添付しています。）

※必要事項を記入し、押印（登録証明したもの）した原本を提出してください。

イ 印鑑登録証明書（1通）※発行日から3ヶ月以内のもの

(2) 申込みに当たっての留意事項

ア 同一の申込者（1世帯（1社）基準）が同じ物件に複数の申し込みをすることはできません。

※複数の入札物件に対して、それぞれに申込みをすることはできます。

イ 持分共有による取得を希望される場合は、入札申込書に各々の共有持分を明記の上、持分共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

(3) 物件の確認について

物件は次の場所で保管しています。物件説明会は実施しませんので、申し込みの前に、必ず申込者ご本人が、物件をご確認ください。

保管場所：江田島市江田島町小用3丁目

※ 財産は、現況のままで引き渡します。（資料と現況が相違している場合、現況が優先します。）

3 入札の日時等

(1) 入札日時と場所

入札実施日	(受付開始時間) 入札開始時間	入札場所
令和7年7月22日(火)	(午前9時45分) 午前10時00分	広島県庁本館地下1階土木会議室

※ 県庁に駐車場はありますが、台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関を御利用いただきお越しください。また、令和5年7月1日より、県庁外来駐車場の利用料金等が変更となっています。詳しくは県ホームページを確認してください。

(2) 入札の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。一度会場に入場されますと、入札終了までは退場することができません。また、携帯電話等電子機器の利用も御遠慮いただいておりますので、注意してください。

(3) 入札には申込者又は代理人の出席が必須ですが、代理人が入札をする場合は、委任状(様式第2号)を受付時に提出してください。

(4) 入札会場への入室は1名とします。持分共有により申し込まれる方についても入室は1名ですので、他の持分共有者からの委任状を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。

(5) 入札開始時刻になりますと、入札会場の出入口を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

(6) 入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。なお、本説明会については、申込者の同伴者も出席が可能です。

(7) 入札までに、次の御準備をお願いします。

	準備物	説明
1	入札保証金(小切手)	入札予定額の100分の5以上の額の自己宛小切手
2	収入印紙(200円)	落札されなかった場合の入札保証金還付に必要
3	印鑑	申込書で使用した印(代理人の場合は委任状に押印した代理人印)
4	筆記用具	黒又は青の万年筆又はボールペン(消えるものは不可)
5	委任状	代理人又は持分共有による入札の場合必要

4 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず誰でも参加することができますが、次に該当するときは入札の参加資格を認めませんので、入札に参加することはできません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかの場合に該当する者

ア 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認

められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記(エ)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

ア 入札参加者は、入札当日に入札会場に入札保証金を納付していただく必要があります。

イ 入札保証金は、入札書に記載する予定金額の、100 分の 5 以上の額を納付してください。

[例]

(入札書に記載する金額)		(入札保証金として納付が必要な額)
5,000,000 円	$\times \frac{5}{100}$	= 250,000 円以上

※ 持分共有により申し込まれた方は、持分共有者ごとにそれぞれ共有持分に応じた額の入札保証金を納付してください。ただし、別紙様式第2号（委任状）及び様式第3号（共有持分による入札に関する申立書）を提出することにより、入札保証金の納付等を持分共有者一者に集約することができます。

ウ 入札保証金は、現金又は金融機関の自己宛小切手で納付してください。

エ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししません。

オ 入札保証金は、その預かり期間中の利息を付けません。

(2) 金融機関の自己宛小切手について

金融機関の店舗が振出人となり、自店舗を支払人として振り出すものであり、金融機関の店舗が振出人兼支払人となっている小切手（いわゆる預金小切手）です。作成に係る手数料等については負担してください。紛失、盗難等の用心のため、線引き（下図）としても結構です。

小 切 手	
支払地	〇〇市△△町□□
支払人	◎◎銀行〇〇支店
¥250,000 ※	
上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください	
振出地	〇〇市
振出日	平成〇〇年△△月□□日
振出人	〇〇市△△町□□
◎◎銀行〇〇支店 支店長	

注 1) 振出人及び振出日について

手形交換所に参加する金融機関が振り出す小切手で、振出日から7日以内のものに限る。

注 2) 受取人について

持参人払いとする。

(3) 入札保証金の還付等

次のア、イの区分に従って還付等を行います。

ア 落札者

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として広島県で保有します。契約締結の後、売買代金を即納する場合には売買代金へ充当し、支払期日を延期する場合には契約保証金へ充当します。

イ その他の者

落札できなかった者については、入札終了後直ちに、入札会場において、「納記」（入札当日の入札保証金納付時に交付）と引換えに、入札保証金を還付します。入札保証金の還付を受けた証明として、「納記」に収入印紙（200 円）の貼付けが必要となりますので、事前に御準備の上、入札当日に持参してください。

(4) その他

入札参加者が、入札に関し不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は広島県に帰属しお返ししませんので、御承知おきください。

6 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書など関係書類は、入札当日、会場において配付します。（事前配付はしません。）入札手順については当日説明しますので、指示に従って入札してください。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、印鑑（印鑑証明書と同じ印影）を押印していただきます。代理人が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印鑑（委任状と同じ「代理人使用印」に限る。）を押印していただきます。

(3) 入札書への金額の記入は、アラビア数字（0、1、2、3・・・）を使用し、金額の頭書には「¥」印を付してください。

(4) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札者が談合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 入札保証金が5-(1)に規定する額を満たさない入札をしたとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 入札書の入札金額が訂正してあるとき。

ケ 入札書の入札金額を除く記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

7 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、広島県が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

(3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

8 入札結果

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名(法人名称)、落札金額)については、原則公表します。

9 売買契約の締結等

(1) 落札者は、落札決定の通知をした日から5開庁日以内に、広島県と売買契約を締結していただきます。（当日に契約の締結はしません。後日契約書を郵送します。）

ア 売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

イ 持分共有予定者の連名により入札に参加した者が落札者となった場合は、それぞれの共有持分に応じ持分共有者全員の連名により売買契約を締結することとなります。

(2) 落札者が(1)の期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししません。

(3) 売買契約書の1部（広島県保管用。ただし、持分共有予定者の連名により入札に参加した者が落札者となった場合は、作成する契約書全部。）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

※収入印紙の額は、売買する代金の額によります。

(4) 契約の締結に際して、個人の場合には「印鑑証明書及び住民票記載事項証明書（発行日から3か月以内のもの）」、法人の場合には「印鑑証明書及び法人登記事項証明書」の提出が必要になります。

10 売買代金の支払方法

(1) 落札者は、広島県が別に発行する納入通知書により、通知書で指定する金融機関において、納入通知日から10営業日以内に納付しなければなりません。

なお、入札の際に納付された入札保証金は売買代金に充当されることとなります。

(2) 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、入札保証金は違約金として広島県に帰属し、お返ししませんので注意してください。

11 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納された日付をもって所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。（図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。）

(2) 引き渡しを受けた桟橋は、遅滞なく搬出するものとし、それに必要な手続等は落札者が行い、その費用は落札者の負担となります。

12 その他の注意事項

(1) 不正な申込みについては、無効としますので、注意してください。

(2) 現況のまま物件の引渡しを行いますので、必ず物件を確認しておいてください。

- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、広島県の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (5) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、広島県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (7) 不落の場合、次回の一般競争入札等処分手続を開始するまでの間、申込み先着順により、予定価格以上で売却します。

物 件 説 明 書

1 概要

1 名称	浮棧橋
2 規格	30m×10m×2.65m
3 数量	1 式
4 完工 (経過年数)	昭和 40 年度 (60 年経過)
5 主要用材	コンクリート、鉄筋

2 写真（全景）





浮 棧 橋 売 買 契 約 書（見本）

即納の場合

広島県を甲とし、（落札者）を乙として、甲と乙は、次のとおり浮棧橋売買契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の浮棧橋（以下「浮棧橋」という。）を乙に売り渡し、乙は甲から事前に配布された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

製作年度	数量	構成部材
昭和40年度	1式	コンクリート、鉄筋

（売買代金）

第2条 乙は、浮棧橋の売買代金（以下「代金」という。）として、金（落札金額）円を甲に支払う。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（売買代金の支払期日）

第4条 乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、（令和 年 月 日）までに納付しなければならない。

（遅延利息）

第5条 乙は、代金を前条の納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 浮棧橋の所有権は、乙が代金を甲に完納したときに、甲から乙に移転するものとする。ただし、前条に規定する遅延利息が生じている場合には、浮棧橋の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

（浮棧橋の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により浮棧橋の所有権が甲から乙に移転した日から起算して30日以内において甲が定める日に、浮棧橋を現況のまま乙に引渡し、乙は、浮棧橋の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定による浮棧橋の引渡しについては、甲の指示に従うとともに、遅滞なく引渡し場所から浮棧橋を搬出するものとする。

3 浮棧橋の搬出にかかる手続は、乙が行うものとする。

4 第2項及び第3項に要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、この契約締結後において、甲の責めに帰することができない理由により浮棧橋が滅失又は毀損した場合は、甲に対して代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、第6条の規定により浮棧橋の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該浮棧橋が種類・品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、

履行の追完請求、代金の減額請求、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合又は乙がこの契約による義務を履行しない場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(代金の返還)

第11条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

(有益費等請求権の放棄)

第12条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの浮棧橋に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第14条 この契約に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第15条 この契約について、疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 住所

氏名

入 札 申 込 書

一般競争入札による県有財産（浮棧橋）の売払いについて、県有財産売却応募要領（令和7年度第1回一般競争入札）の内容、広島県契約規則及び広島県会計規則を承諾の上、次のとおり申し込みます。また、申込みに当たり次の事項を誓約します。

- 1 私は、県有財産売却応募要領「4 入札参加資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、県有財産売却応募要領、入札物件の状況等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について広島県に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

申 込 者

〒

住所（所在地）

ふりがな

氏名（法人名及び代表者名）

印

電話番号

※印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。

注）持分共有による取得の希望がある場合、持分共有予定者全員の連名により、各々の共有持分を明記の上、お申込みください。

委任状

令和 年 月 日

広島県知事様

委任者（入札申込者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

※ 入札申込書とともに提出した印鑑登録証明書の印影により押印してください。

私は次の者を代理人と定め、令和7年度第1回一般競争入札による県有財産（浮栈橋）の売却に係る入札及び売買手続き等一切の権限を委任します。

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

代理人使用印 (認印で可)	印
------------------	---

※ 入札書（入札当日、入札会場において配付）への押印は、当該委任状において指定した「代理人使用印」によって行う必要がありますので、必ず持参してください。

共有持分による入札に関する申立書

令和 年 月 日

広島県知事様

住所 _____

共有持分 : _____ / _____

氏名 _____ ⑩

【※入札申込書とともに提出した印鑑登録証明書の印影により押印してください。】

私は次の者を代理人と定め、県有地の売却に係る令和7年度第1回一般競争入札における入札及び売買
手続において、次の権限を委任しました。

なお、当該委任に関する金銭の授受等一切の責任は、委任当事者間で負うことについて合意しています。

代理人

住 所 _____

共有持分 : _____ / _____

氏 名 _____

- 1 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して県へ納付する権限
- 2 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して県から還付を受ける権限 【落札できなかった場合】
- 3 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して財産売買代金へ充当する権限 【即納の場合】
- 4 私の共有持分に係る入札保証金を、代理人の共有持分に係る入札保証金と一括して契約保証金へ充当する権限 【支払期日の延期による場合】
- 5 私の共有持分に係る契約保証金（入札保証金との差額）を、代理人の共有持分に係る契約保証金（入札保証金との差額）と一括して県へ納付する権限 【支払期日の延期による場合】

- 6 私の共有持分に係る契約保証金を、代理人の共有持分に係る契約保証金と一括して財産売買代金へ充当する権限 【支払期日の延期による場合】
- 7 私の共有持分に係る財産売買代金（残金）を、代理人の共有持分に係る財産売買代金（残金）と一括して県へ納付する権限

問合せ先

広島県土木建築局港湾振興課 港営グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電 話 082-513-4019